



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年5月13日金曜日 第2266号

◇ 目 次 ◇ 告 示

浄化槽法第57条第1項の規定による指定検査機関の名称変更の届出.....	470
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	470
基本測量の実施の通知.....	470
基本測量の終了の通知.....	470
土地改良区役員の就退任の届出（6件）.....	470

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	472
----------------------------	-----

人事委員会公告

平成23年度愛媛県職員採用候補者（上級）試験公告.....	473
-------------------------------	-----

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	476
-----------------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第636号

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第57条第1項の規定による指定検査機関から次のとおり名称の変更の届出があった。

平成23年5月13日

愛媛県知事 中村時広

1 指定検査機関の名称

変更前	社団法人愛媛県浄化槽協会
変更後	公益社団法人愛媛県浄化槽協会

2 変更年月日

平成23年4月1日

○愛媛県告示第637号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成23年5月13日

愛媛県知事 中村時広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成23年5月13日から5月26日まで

○愛媛県告示第638号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成23年5月13日

愛媛県知事 中村時広

- 作業種類 基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」修正測量）
- 作業期間 平成23年5月13日から
平成24年3月31日まで
- 作業地域 愛媛県内全域

○愛媛県告示第639号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成23年5月13日

愛媛県知事 中村時広

- 作業種類 基本測量（基盤地図情報（標高・オルソ）作成業務）
- 作業期間 平成22年5月14日から
平成23年3月22日まで
- 作業地域 松山市、今治市、新居浜市、西条市、伊予市、四国中央市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町

○愛媛県告示第640号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市吉岡土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成23年5月13日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	十 亀 常 由	西条市安用甲743番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	越 智 市 郎	西条市安用甲745番地 1

○愛媛県告示第641号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市国安土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成23年5月13日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	膳 和 幸	西条市新市543番地
"	武 田 義 臣	西条市新市13番地
"	杉 野 幸 夫	西条市新市389番地 2
"	田 口 研 志	西条市国安1165番地 3
"	才 田 稔	西条市新市1335番地 1
"	渡 邊 一 夫	西条市桑村285番地
"	青 野 久	西条市高田10番地 2
"	藤 原 武 司	西条市高田635番地
"	近 藤 政 晴	西条市高田795番地 2
"	青 野 孝	西条市高田803番地 2
"	高 瀬 遵	西条市高田777番地 1
"	田 中 輝 幸	西条市桑村106番地 5
"	田 中 忠 孝	西条市国安730番地
監 事	木 原 茂	西条市新市526番地 1
"	村 上 義 輝	西条市国安1359番地
"	黒 河 正 文	西条市新市391番地 3
"	志 賀 祥 久	西条市高田209番地 4

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	越 智 勝 茂	西条市国安744番地
"	膳 和 幸	西条市新市543番地
"	武 田 義 臣	西条市新市13番地
"	田 口 保 富	西条市国安81番地 1
"	杉 野 幸 夫	西条市新市389番地 2
"	田 口 研 志	西条市国安1165番地 3
"	才 田 稔	西条市国安1335番地 1
"	渡 邊 一 夫	西条市桑村285番地
"	青 野 久	西条市高田10番地 2
"	藤 原 武 司	西条市高田635番地
"	近 藤 政 晴	西条市高田795番地 2
"	青 野 孝	西条市高田803番地 2
"	高 瀬 遵	西条市高田777番地 1
監 事	木 原 茂	西条市新市526番地 1
"	川 又 清 司	西条市国安935番地
"	村 上 義 輝	西条市国安1359番地
"	志 賀 良 記	西条市高田733番地 2

○愛媛県告示第642号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市西石井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成23年 5月13日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	白 石 公 明	松山市西石井五丁目14番 1号
"	石 丸 昭	松山市西石井五丁目 5番25号
"	関 谷 綱 一	松山市西石井六丁目 8番35号

"	西 岡 国 雄	松山市西石井四丁目 8番 3号
"	永 井 寛 幸	松山市西石井六丁目15番 5号
"	西 岡 洋 司	松山市西石井四丁目 8番29号
"	西 岡 耕 一	松山市西石井二丁目 2番17号
"	関 谷 紘一郎	松山市西石井一丁目 6番41号
監 事	松 田 辰 美	松山市西石井五丁目10番28号
"	榎 股 高 明	松山市西石井三丁目 2番12号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	一 色 一 郎	松山市西石井六丁目12番12号
"	白 石 公 明	松山市西石井五丁目14番 1号
"	松 田 辰 美	松山市西石井五丁目10番28号
"	西 岡 国 雄	松山市西石井四丁目 8番 3号
"	永 井 寛 幸	松山市西石井六丁目15番 5号
"	西 岡 洋 司	松山市西石井四丁目 8番29号
"	西 岡 耕 一	松山市西石井二丁目 2番17号
"	関 谷 紘一郎	松山市西石井一丁目 6番41号
監 事	八 束 敦 美	松山市西石井一丁目 2番27号
"	榎 股 高 明	松山市西石井三丁目 2番12号

○愛媛県告示第643号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市水泥町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成23年 5月13日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	永 田 哲	松山市水泥町1111番地
"	重 松 秀 治	松山市水泥町1121番地 1
"	柴 田 隆	松山市水泥町887番地
"	野 村 賢 一	松山市水泥町676番地
"	渡 部 秋 男	松山市水泥町1025番地
"	小 島 敏 弘	松山市水泥町1073番地
"	青 木 敬	松山市水泥町1128番地
監 事	永 田 俊 誠	松山市水泥町1157番地
"	中 野 公 秀	松山市水泥町1034番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	相 原 秀 夫	松山市水泥町1141番地
"	重 松 秀 治	松山市水泥町1121番地 1
"	佐 伯 君 隆	松山市水泥町1171番地
"	永 田 哲	松山市水泥町1111番地
"	重 松 正 史	松山市水泥町1087番地
"	重 松 孝 束	松山市水泥町1090番地
"	仙 波 孝 夫	松山市水泥町1082番地
"	柴 田 京 子	松山市水泥町887番地
"	野 村 正 利	松山市水泥町665番地

監 事	重 松 利 昭	松山市水産町1098番地
"	永 田 俊 誠	松山市水産町1157番地

監 事	田 中 利 徳	松山市北久米町526番地
"	石 川 千 代 志	松山市南久米町559番地
"	中 須 賀 修 一	松山市久米窪田町652番地

○愛媛県告示第644号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市久米地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成23年 5月13日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	三 好 通 昭	松山市来住町228番地
"	窪 田 昌 訓	松山市南土居町417番地
"	仙 波 正 彦	松山市北久米町441番地
"	渡 部 求	松山市鷹子町462番地
"	塩 見 喜 録	松山市久米窪田町830番地 3
"	田 中 正 人	松山市久米窪田町253番地
"	忽 那 義 範	松山市高井町1053番地
"	田 中 修 一	松山市来住町252番地 2
"	仙 波 武	松山市福音寺町562番地
"	赤 松 邦 彦	松山市南久米町340番地
監 事	安 永 公 志	松山市鷹子町913番地
"	柿 本 満	松山市高井町1088番地
"	岸 洋 文	松山市来住町793番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	三 好 通 昭	松山市来住町228番地
"	安 永 公 志	松山市鷹子町913番地
"	河 本 盛 玄	松山市久米窪田町1171番地 2
"	渡 部 宰	松山市久米窪田町132番地 1
"	池 川 泰 伸	松山市高井町856番地
"	窪 田 昌 訓	松山市南土居町417番地
"	戒 能 豊 和	松山市来住町462番地 3
"	窪 田 敏 夫	松山市福音寺町50番地 1
"	仙 波 正 彦	松山市北久米町441番地
"	赤 松 敏 男	松山市南久米町188番地

○愛媛県告示第645号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松前町筒井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成23年 5月13日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	仙 波 俊 彦	伊予郡松前町大字筒井220番地
"	中 島 正 直	伊予郡松前町大字筒井257番地
"	常 盤 勝 利	伊予郡松前町大字筒井258番地
"	早 崎 信 行	伊予郡松前町大字筒井1814番地
"	門 田 守 弘	伊予郡松前町大字筒井169番地
"	古 川 義 臣	伊予郡松前町大字筒井174番地
"	古 川 泉	伊予郡松前町大字筒井222番地
"	小 村 定	伊予郡松前町大字筒井1551番地
"	仙 波 勲	伊予郡松前町大字筒井232番地 1
監 事	赤 星 文 人	伊予郡松前町大字筒井10番地 2
"	渡 部 広 志	伊予郡松前町大字筒井161番地 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	仙 波 俊 彦	伊予郡松前町大字筒井220番地
"	石 丸 正 明	伊予郡松前町大字筒井231番地 3
"	常 盤 勝 利	伊予郡松前町大字筒井258番地
"	豊 田 雄 義	伊予郡松前町大字筒井 3 番地 2
"	国 田 郁 夫	伊予郡松前町大字筒井175番地
"	持 田 芳 経	伊予郡松前町大字筒井197番地11
"	一 色 勉	伊予郡松前町大字筒井215番地
"	小 村 定	伊予郡松前町大字筒井1551番地
監 事	早 崎 信 行	伊予郡松前町大字筒井1814番地
"	門 田 守 弘	伊予郡松前町大字筒井169番地

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年 5月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成23年 4月28日	特定非営利活動法人 北条鹿島の風早社中	藤 田 晴 彦	松山市土手内184番地14	この法人は、不特定かつ多数の人々に対して、地域に関する情報発信や啓蒙活動、地域づくりのコーディネート等、事業を行い、地域のより良い生活環境の創造に寄与することを目的とする。

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第3号

平成23年度愛媛県職員採用候補者（上級）試験公告

平成23年 5月13日

愛媛県人事委員会

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 〒790-8570

電話（089）912-2826

愛媛県ホームページ <http://www.pref.ehime.jp/>

平成23年度愛媛県職員採用候補者（上級）試験を次のとおり行います。

1 受付期間

(1) 申込書を持参又は郵送する場合

平成23年5月16日（月）から6月3日（金）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）受け付けます。

なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

(2) インターネットを利用して申し込む場合

平成23年5月16日（月）午前8時30分から5月27日（金）午後5時15分までに届いたものに限り、受け付けます。

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政事務	48人程度	知事部局、公営企業管理局等の本庁又は地方機関に勤務し、一般行政事務に従事します。
行政事務 （情報）	2人程度	知事部局、公営企業管理局等の本庁又は地方機関に勤務し、その専門的知識を生かして一般行政事務に従事します。
学校事務	17人程度	県立学校又は公立小・中学校に勤務し、学校事務に従事します。
警察事務	7人程度	警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。
総合土木	12人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、道路、河川、砂防、港湾、都市計画、土地改良、農村環境基盤整備等に関する計画、設計、施工管理等の業務に従事します。
建築	5人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、建築・住宅等に関する計画、指導、建築設計、施工管理等の業務に従事します。
農業	1人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、農業の振興、農業生産技術・農業経営・農村生活に関する普及指導、農業に関する試験研究等の業務に従事します。
林業	3人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、林業の振興、森林整備の推進、治山林道事業、森林・林業に関する試験研究等の業務に従事します。
水産	1人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、水産業の振興、水産技術の普及指導、水産に関する試験研究等の業務に従事します。
化学	4人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、公害防止、原子力安全対策、工業技術・環境に関する試験研究等の業務に従事します。
薬剤師	9人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、薬事・医薬品製造・食品衛生等に関する指導、医薬品の調剤・製剤、衛生・環境に関する試験研究等の業務に従事します。
児童指導員	1人程度	知事部局の本庁又は子ども療育センター等の地方機関に勤務し、入所児等の生活指導の業務に従事します。
鑑識（化学）	1人程度	警察本部又は警察署に勤務し、化学に関する鑑識業務に従事します。

3 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 昭和57年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者

イ 平成2年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者又は大学等を平成24年3月末日までに卒業する見込みの者

(2) 日本の国籍を有する者

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

(4) 薬剤師及び児童指導員については、次に該当する者

試験区分	受 験 資 格
薬 剤 師	薬剤師の免許を有する者又は平成24年5月末日までにこの免許を取得する見込みの者
児 童 指 導 員	児童指導員の資格を有する者又は平成24年3月末日までにこの資格を取得する見込みの者

4 試験の方法等

(1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試 験 の 内 容
第1次試験	教 養 試 験	50点	公務員として必要な一般の知識及び知能について、大学卒業程度の筆記試験を行います。(択一式50題、解答時間2時間30分)
	専 門 試 験	40点	各試験区分に応じて必要な専門的知識及び技能について、大学卒業程度の筆記試験を行います。(択一式40題、解答時間2時間) なお、試験の出題分野は、おおむね別表のとおりです。
第2次試験	口 述 試 験	290点	人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論を行います。
	作 文 試 験	50点	公務員として必要な識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。(課題1題、解答時間1時間)
	適 性 検 査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

(2) 第1次試験合格者は、教養試験と専門試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、教養試験、専門試験のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、合計得点にかかわらず不合格となります。

(3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験種目、検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。

(4) 教養及び専門試験の例題と前年度に出題した集団討論及び作文試験の課題を、愛媛県のホームページに掲載しています。また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 試験の日時、受験地、試験会場及び合格発表

区 分	日	時	受験地	試 験 会 場	試 験 区 分	合 格 発 表
第1次試験	平成23年6月26日 (日曜日) 午前9時から 午後3時まで (午前 教養試験) (午後 専門試験)	松 山	松山東高等学校 (松山市持田町二丁目2番12号)	行政事務・行政事務(情報)・学校事務	平成23年7月中旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。	
				松山工業高等学校 (松山市真砂町1番地)		警察事務・総合土木・建築・農業・林業・水産・化学・薬剤師・児童指導員・鑑識(化学)
		東 京	中央大学理工学部 (東京都文京区春日一丁目13番27号)	全試験区分		
		大 阪	AAホール本館(エビスビル) (大阪市中央区淡路町三丁目2番9号)	全試験区分		
「松山」「東京」「大阪」のいずれか希望する受験地で受験できます。 試験会場が松山東高等学校の受験者は、試験当日、上履き(スリッパなど)・下履き入れ(ビニール袋など)を必ず持参してください。						
第2次試験	第1次試験に合格した者に通知します。					平成23年8月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に記載されます。

この名簿は、原則として、平成24年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、この名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。

(2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者(知事、公営企業管理者、教育委員会、警察本部長等)がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。

(3) 薬剤師及び児童指導員については、所定の時期までに免許又は資格を取得しなかった場合は、採用されません。

7 給与

初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当

者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

試 験 区 分	現 行 給 料 月 額
行政事務、行政事務（情報）、学校事務、警察事務、総合土木、建築、農業、林業、水産、化学、児童指導員	行政職給料表 1級25号給 172,940円
鑑識（化学）	研究職給料表 1級25号給 177,660円
薬剤師	医療職給料表(□) 2級 1号給 178,966円

学歴や職歴などに応じて、一定の基準により加算される場合があります。

8 受験手続

申込用紙の入手方法	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県地方局総務県民課（東予、中予及び南予）及び支局総務県民室（今治及び八幡浜）、愛媛県東京事務所（東京都千代田区平河町二丁目 6番 3号都道府県会館内 電話（03）5212 - 9071）、愛媛県大阪事務所（大阪市西区江戸堀一丁目 9番 1号肥後橋センタービル内 電話（06）6441 - 2829）等で交付します。 なお、郵便により請求する場合は、必ず封筒の表に「上級請求」と朱書きし、90円切手（1部につき）を貼った、宛先明記の返信用封筒を同封してください。 また、愛媛県のホームページの電子行政サービス（申請書等電子配布サービス）から申込書等を印刷して取り出すこともできます。
申込方法及び受験票の交付	申込書及び受験票（申込みのときは、写真は貼らないこと。）には、必要な事項を記入して愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。申込書の受付と同時に受験票を交付します。受付を終わった受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6センチメートル、横4.5センチメートル）を貼って試験当日持参してください。 なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「上級申込み」と朱書きし、受験票の表に必ず宛先を明記して50円切手を貼ったうえで、簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。 受験票が6月20日（月）までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。 また、インターネット利用による申込方法等については、愛媛県のホームページの愛媛県簡易申請システムで確認してください。
受験手続その他の問い合わせ先	愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時15分まで）に愛媛県人事委員会事務局へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

区 分	開示請求できる人	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
第1次試験	第1次試験不合格者	試験種目別得点、合計得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験種目がある者については、順位に代えて当該試験種目名）	合格発表の日から1月間	愛媛県人事委員会事務局
第2次試験	第2次試験受験者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある者については、総合順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名）	合格発表の日から1月間	

別表（4関係）

専 門 試 験 の 出 題 分 野

試 験 区 分	出 題 分 野
行政事務 学校事務 警察事務	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、経営学、社会政策、国際関係
行政事務 （情報）	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、経済学、数学、物理、電子工学、情報・通信工学、情報処理論、コンピューターネットワーク
総合土木	数学、物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、農業水利、土地改良、農業造構、材料・施工
建 築	数学、物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工

農 業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般
林 業	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む）、林業工学、林産一般、砂防工学
水 産	水産事情、水産経済、水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学
化 学 鑑 識（化学）	数学、物理、物理化学、分析化学、無機化学、無機工業化学、有機化学、有機工業化学、化学工学
薬 剤 師	物理、化学、生物、衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度
児 童 指 導 員	社会福祉概論（社会保障を含む）、社会学概論、社会心理学、一般心理学、社会調査

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成23年 5月13日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,196,525
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,931
- (3) 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 266,088

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選 挙 区 別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 （松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊 予 郡	44,092	14,698
南 宇 和 郡	21,430	7,144
松山市・上浮穴郡	429,168	138,195
今 治 市・越智郡	148,446	49,482
宇和島市・北宇和郡	85,634	28,545
八幡浜市・西宇和郡	42,932	14,311
新 居 浜 市	102,410	34,137
西 条 市	93,586	31,196
大 洲 市・喜多郡	55,509	18,503
伊 予 市	32,423	10,808
四 国 中 央 市	76,100	25,367
西 予 市	36,464	12,155
東 温 市	28,331	9,444